#### 施工パッケージ型積算方式(施設機械)の試行について

平成 30 年 3 月 29 日 29 農 振 第 2231 号 農村振興局整備部長から各地方農政局農村振興部長、 沖縄総合事務局農林水産部長あて

土地改良事業等請負工事の施工パッケージ型積算基準 (施設機械) を別添のとおり定め、平成30年10月1日以降の契約に係る工事から試行導入することとしたので、遺憾のないようにされたい。

なお、貴局管内の都府県に対しては、貴職から参考までに送付されたい。

[編注] 本趣旨は、農村振興局整備部長から北海道開発局農業水産部長、北海道農政部長あて参考送付されている。

## 別 紙

# 施工パッケージ型積算基準(施設機械)

# 第 1 橋梁製作架設工事

次に掲げる工種は「施工パッケージ型積算方式の試行について(平成28年3月29日付27農振第2234号農村振興部長通知)」の8. 道路工によるものとする。

#### 1 鋼橋床版工

- 1-1 型枠(鋼橋床版)
- 1-2 養生(鋼橋床版)
- 1-3 養生マット (材料費)

## 2 橋梁排水管設置工

- 2-1 コンクリートアンカーボルト設置
- 2-2 排水管設置
- 2-3 排水管(材料費)

## 3 高欄設置工

- 3-1 橋梁用高欄
- 3-2 橋梁用高欄一体式(材料費)

# 第2 作業日当たり標準作業量

「施工パッケージ型積算方式の試行について (平成 28 年 3 月 29 日付 27 農振第 2234 号農村振興 部長通知)」の 10. その他によるものとする。